

扶桑町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

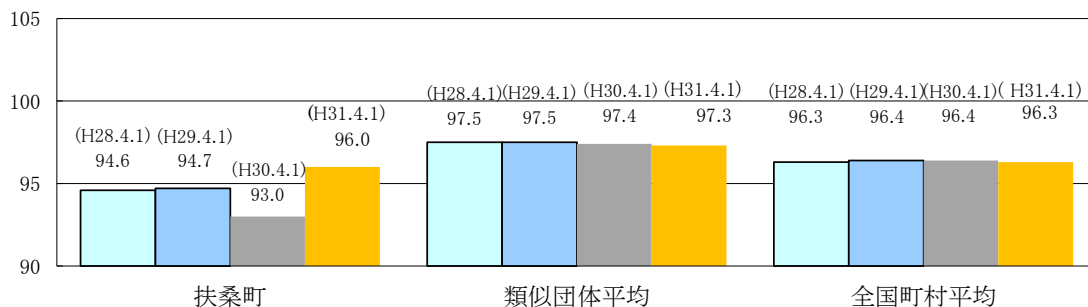
区 分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
30年度	34,777	10,500,112	264,171	1,770,569	16.9	18.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
30年度	219	736,854	128,583	290,119	1,155,556	5,276	5,792

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、31年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①一部学歴区分の年齢構成変化によるもの

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
30年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
30年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。また、激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準3%に対し、扶桑町においても3%を支給。

（実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は1%、給与改定後は平成27年4月に遡及し2%、平成28年4月1日から3%を支給。

（参考）

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後				
国基準による支給割合	0%	1%	2%	3%	3%	3%	3%
扶桑町の支給割合	0%	1%	2%	3%	3%	3%	3%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6)特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（31年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
扶桑町	40.8歳	300,924円	368,769円	337,150円
愛知県	41.7歳	322,768円	434,744円	382,962円
国	43.4歳	329,433円	—	411,123円
類似団体	41.3歳	305,414円	376,330円	339,452円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均 年齢	職員数	平均給料 月 額	平均給与 月額(A)	平均給与 月額 (国ベース)	対応する 民間の類似 職 種	平均 年齢	平均給与 月額(B)	
扶桑町	歳 45.2	人 14	円 247,886	円 264,838	円 261,784	—	歳 —	円 —	—
うち学校給食	41.7	7	230,400	249,312	247,868	調理士	42.5	270,800	0.92
うちその他	48.9	7	265,371	280,365	275,699	—	—	—	—
愛知県	53.2	257	313,063	374,798	357,514	—	—	—	—
国	50.9	2,431	287,312	—	329,380	—	—	—	—
類似団体	50.9	9	296,059	329,225	314,491	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
扶桑町	— 円	— 円	—
うち学校給食	4,067,480	3,685,400	1.10
うちその他	4,580,707	—	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（31年4月1日現在）

区 分		扶 桑 町	愛 知 県	国
一般行政職	大 学 卒	180,700円	188,100円	180,700円
	高 校 卒	148,600円	153,700円	148,600円
技能労務職	高 校 卒	146,000円	142,600円	—
	中 学 卒	138,000円	131,000円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（31年4月1日現在）

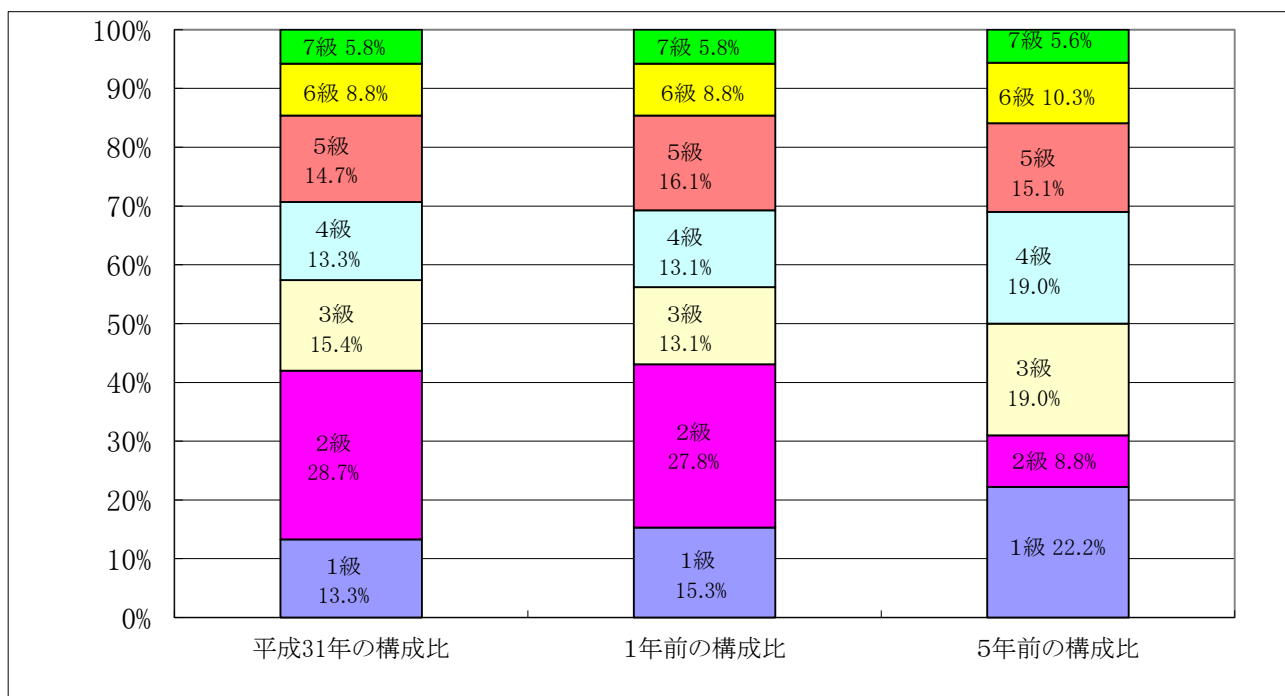
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	— 円	— 円	363,950円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（31年4月1日現在）

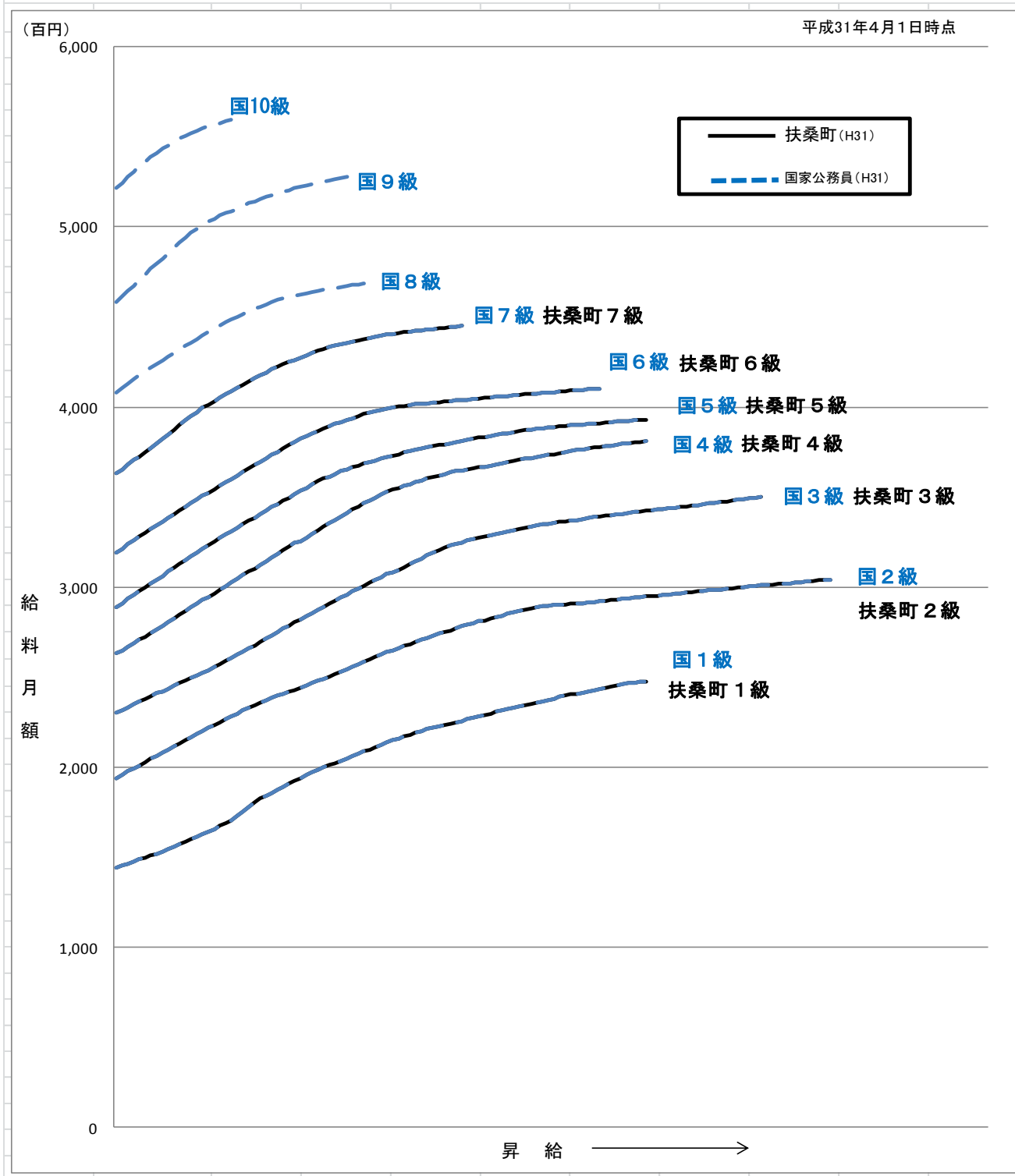
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補、技師補、主事、技師	18人	13.3%	144,100円	247,600円
2級	主事、技師	39人	28.7%	194,000円	304,200円
3級	主査	21人	15.4%	230,000円	350,000円
4級	統括主査	18人	13.3%	263,000円	381,000円
5級	主幹	20人	14.7%	288,900円	393,000円
6級	課長	12人	8.8%	319,200円	410,200円
7級	部長	8人	5.8%	362,900円	444,900円

- (注) 1 扶桑町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（31年4月1日現在）

12-3 国との給料表カーブ比較(行政職(一))



(2) 昇給への人事評価の活用状況（扶桑町）

平成 31 年 4 月 2 日から令和 2 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

扶 桑 町	愛 知 県	国
1人当たり平均支給額(31年度) 1,251千円	1人当たり平均支給額(31年度) 1,822千円	—
(31年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(31年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(31年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 加算なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～20% ・管理職加算 4～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（扶桑町）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○

上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（31年4月1日現在）

扶 桑 町		国	
（支給率）	自己都合 応募認定・定年	（支給率）	自己都合 応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分 24.586875月分	勤続20年	19.6695月分 24.586875月分
勤続25年	28.0395月分 33.27075月分	勤続25年	28.0395月分 33.27075月分
勤続35年	39.7575月分 47.709月分	勤続35年	39.7575月分 47.709月分
最高限度額	47.709月分 47.709月分	最高限度額	47.709月分 47.709月分
その他の加算措置 （定年前早期退職特例措置 2～45%加算）		その他の加算措置 （定年前早期退職特例措置 2～45%加算）	
1人当たり平均支給額		1人当たり平均支給額	
783千円 21,238千円			

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		24,210千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		102,584円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
扶桑町	3%	231人	3%
愛知県	10.2%	1人	-
名古屋市	15%	1人	15%
江南市	6%	2人	6%
大口町	3%	1人	3%

(4) 特殊勤務手当（31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		538千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		6,810円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）		35.9%		
手当の種類（手当数）		7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （30年度決算）	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務職	町税の賦課、徴収事務	420千円	月額2,500円以内
防疫作業手当	一般行政職	感染症予防等に対する処理作業	-	日額2,000円以内
用地交渉等手当	一般行政職	土地取得のための交渉業務	31千円	日額650円
災害応急等作業手当	一般行政職	災害に対する巡回、応急作業	129千円	日額550円 巡回監視のみ350円
行旅死亡者処理手当	一般行政職	行旅死亡者処理業務	-	日額2,000円以内
死亡犬、猫等処理手当	一般行政職	死亡犬、猫等処理業務	-	日額500円以内
道路補修業務手当	技能労務職	道路補修業務	48千円	月額4,000円以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	43,644 千円
職員1人当たり平均支給年額 （30年度決算）	229 千円
支給実績（29年度決算）	42,417 千円
職員1人当たり平均支給年額 （29年度決算）	228 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （30年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （30年度決算）
扶養手当	配偶者6,500円 子10,000円 （配偶者なし）10,000円 父母等6,500円 （配偶者なし）6,500円 特定期間の加算 5,000円	同		千円 17,077	円 210,827
住居手当	借家・借間居住者 最高 27,000円	同		千円 7,725	円 227,206
通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額 最高 55,000円 自動車等使用者 距離に応じて 最高 24,500円	同		千円 8,229	円 57,146
管理職手当	部長職 62,000円 課長職 54,000円 主幹職 31,700円	異	支給区分 支給額	千円 26,051	円 491,528

5 特別職の報酬等の状況（31年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	880,000 円 (— 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 920,000 円 / 517,800 円	
	副 町 長	703,000 円 (— 円)	760,000 円 / 384,000 円	
報 酬	議 長	387,000 円 (— 円)	499,000 円 / 252,000 円	
	副 議 長	306,000 円 (— 円)	430,000 円 / 202,000 円	
	議 員	281,000 円 (— 円)	400,000 円 / 174,000 円	
期 末 手 当	町 副 町 長	(30年度支給割合) 3.35 月分		
	議 副 議 長 員	(30年度支給割合) 3.35 月分		
退 職 手 当	町 副 町 長	(算定方式) 88.0万円×在職月数×0.392 70.3万円×在職月数×0.235	(1期の手当額) 16,558,080 円 7,929,840 円	(支給時期) 任期毎 任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

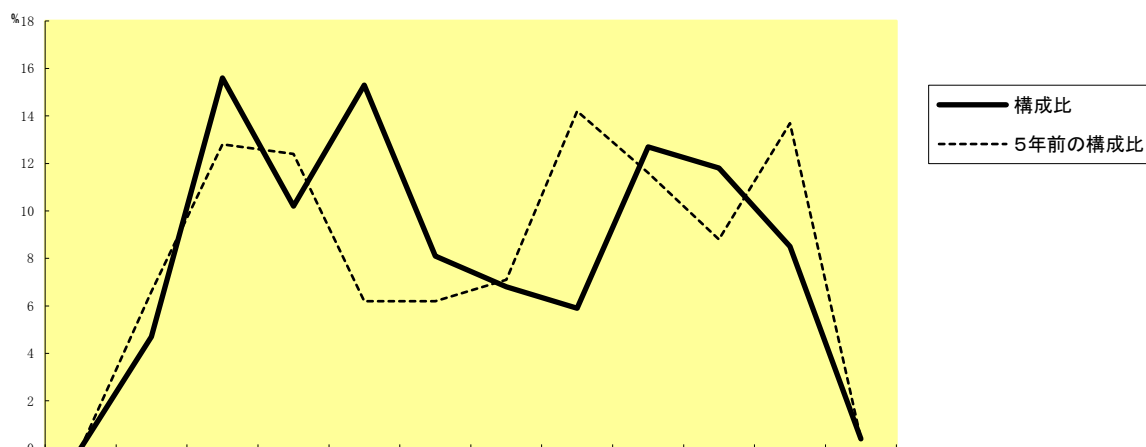
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成30年	平成31年		
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議会 総務	3 43	3 43		
		税務 農林水産	14 4	13 4	△1	事務分担の見直しの為
	商工 土木 民生	商工	1	1		
		土木	14	14		
		民生	94	93	△1	フルタイム再任用任期満了の為
	衛生	20	17	△3	事務分担の見直しの為	
計		193	188	△5	<参考> 人口1万人当たり職員数 54.05人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 51.08人)	
	教育部門		30	31	1	事務分担の見直しの為
	小計		223	219	△4	<参考> 人口1万人当たり職員数 62.97人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 65.10人)
公営 企業 等部 門	下水道 その他		6 11	6 11		
	小計		17	17		
合計			240 [267]	236 [267]	△4	<参考> 人口1万人当たり職員数 67.86人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（31年4月1日現在）



20 20 24 28 32 36 40 44 48 52 56 60
 歳 ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ 歳
 未 23 27 31 35 39 43 47 51 55 59 以
 満 上

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	11人	37人	24人	36人	19人	16人	14人	30人	28人	20人	1人	236人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	179	183	183	188	193	188	9(5.0%)
教育	33	32	31	31	30	31	△2(6.0%)
普通会計	212	215	214	219	223	219	7(3.3%)
公営企業等会計	14	13	13	16	17	17	3(21.4%)
総合計	226	228	227	235	240	236	10(4.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。